

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第16回 平成21年 4月16日開催 午後7時から午後9時 議会大会議室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、佐藤、岸川、林、三浦

傍聴者 0名

配布資料

- ・第13回運営会次第
- ・第13回検討連絡会議次第ほか資料一式
- ・第16回ワークショップの進め方
- ・盛り込みたい内容(第15回各班まとめ)
- ・第15回検討結果 盛り込みたい事項の内容(検討シート)(班別)
- ・「1 条例の基本的考え方」盛り込みたい事項とその内容一覧
- ・第15回区民検討会議開催概要

1 事務局からの連絡

大久保地区協議会の推薦を受けていた大浦正夫委員が辞任した。

4月16日付けで、新たに富井敏弘委員が委嘱された。大久保地区協議会からの推薦委員。【報告】

以下の点に関して、配布資料が訂正された。【報告】

- ・ 資料4及び資料7 盛り込みたい内容(第15回まとめ) 1.条例の基本的考え方(条例の目的)
区民・議会・行政などの役 区民・議会・行政などの役割・責務

2 運営会からの報告

第16回区民検討会議の検討の進め方について、以下の手順で行うことが報告された。【報告】

- ・ 第15回区民検討会議で整理された「1 条例の基本的考え方」に盛り込みたい事項について、ワークショップ形式で更に整理を行う。
- ・ ワorkshopの際、第15回区民検討会議ワークショップにおける他の班の整理結果については考慮せず、あくまでも班ごとに項目の整理を行う。
- ・ ワorkshopで各班がまとめたものを、後日運営会案としてまとめ、第17回区民検討会議の資料とする。

3 検討連絡会議からの報告

第13回検討連絡会議に関して、以下の点について経過報告された。【報告】

- ・ 区民検討会議・議会及び行政の検討項目のなかで、内容が異なる3点についてフリートーク形式で議論を行った。
- ・ 区民検討会議案“住民の権利と責務”と議会案“区民等”を比較すると、議会案では「責務」という言葉を用いずに、「役割」という言葉を用いている。
- ・ 議会案“総則”と行政案“条例の基本的考え方(総則)”では、自治基本条例の位置づけについて、「最高規範性」という言葉を用いている。

- ・ 議会案“地域自治”と行政案“地域自治の仕組み”では、「地区協議会」を検討事項としている。地区協議会の現状を前提として条文を規定していくかについて議論がなされた。
- ・ 区民検討会議案では“外国人”、“暮らし方の多様性”、“安全安心”、“環境”、“平和・人権”、“教育”が検討項目となっているが、議会案、行政案では検討項目となっていない。

検討連絡会議からの報告について、質疑が行われた。

質疑の内容は別紙のとおり。

4 ワークショップ

「1 条例の基本的考え方」のうち、“(条例の)基本理念”、“条例の目的”、“条例の位置づけ”の3つの項目に関して、第15回区民検討会議のワークショップで「残す」とした、盛り込みたい事項についてのさらなる整理をワークショップ形式で行った。

各班における整理の詳細は別紙のとおり

5 グループ発表

ワークショップでの各班の整理結果について、グループ発表を行った。

グループ発表の内容は別紙のとおり。

6 牛山教授コメント

ワークショップ及びグループ発表に関して、牛山教授からコメントがあった。

コメントの内容は別紙のとおり。

以上

第16回 委員出席簿 凡例: 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	16回 会議	班(15回 以降)
1	高野 健	タカノ ケン		1
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×	3
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	×	1
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ		2
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ		1
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ		1
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ		4
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル		3
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ		4
10	城 克	ジョウ マサル		1
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ		2
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ		1
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ		4
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ		3
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ		2
16	山下 馨	ヤマシタ カオル		2
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ		4
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ		2
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ		4
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×	3
21	喜治 賢次	キジ ケンジ		4
23	河村 寛二	カワムラ カンジ		3
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ		4
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ		3
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ		3
27	井上 愛美	イノウエ アイミ		1
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×	2
29	今井 茂子	イマイ シゲコ		1
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ		2
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ		3
32	三木 由希子	ミキ ユキコ		2
参加者			27	

検討連絡会議の報告についての質疑

委員 区民検討会議での「最高規範性」の議論について、どのように報告なさったのか、もう一度確認させていただきたいと思います。

野尻委員 区民検討会議では、まだ内容の詳細を検討していないことを説明しました。

委員 三者から検討項目が同時に出されていますが、区民検討会議ではまだ項目の内容について議論していないので、この検討項目を議会・行政あまり重く受け止められると、議論の柔軟性が失われるのではないかと。この点を、検討連絡会議に配慮していただきたいのですが。

野尻委員 区民検討会議の検討項目は、これから各委員の意見を大切にしながら議論を続けていく段階ですので、検討項目について、検討済みとか、決定済みといったものではないことを報告しています。

委員 検討連絡会議は、三者の情報交換の場だと思っている。強引にまとめるのでは、議会や行政の意見に引っぱられる可能性がある。区民検討会議で大いに議論を行い、議会・行政にぶつけていくべきで、また検討連絡会議では、文言が三者で同じだというだけでなく、その文言が意味する内容、表現の仕方、三者で違う点についてまで議論していただきたいと思います。

委員 私は、検討連絡会議を傍聴させていただきましたので、それを踏まえて意見を述べたいと思います。

ひとつめに、活発な議論がおこなわれていましたが、傍聴は私一人でした。区民検討会議の皆様も、ぜひ傍聴していただきたいし、事務局にはもっとPRしていただきたいと思います。

次に、項目調整の難しさを感じました。資料をみると、区民検討会議の検討項目と、議会の検討項目、行政の検討項目は異なっている点が多い。それを踏まえて議論をしていただきたいと思います。

最後に、三者間で、大きな項目について早期の合意が必要ではないかと感じました。

ワークショップの説明

ファシリテーター 資料3・5・6を本日は使用します。今から資料3の説明をします。

前回の第15回では、「1条例の基本的考え方」のうち“(条例の)基本理念”、“条例の目的”、“条例の位置づけ”の3つの項目について「残す」「削除する」「移動する」に分類しました。本日は、前回の議論を踏まえて、「残す」と整理された盛り込みたい事項についてさらなる整理をしていきます。

各班に配布された【資料5】第15回検討結果 盛り込みたい事項の内容(検討シート)をもとにして、3つの項目のすべてについて“見出し”“盛り込みたい内容”を整理し、その結果【資料6】の「1条例の基本的考え方 盛り込みたい事項とその内容一覧」に記載することが目標です。本日の各班の検討結果をもとに運営会で整理を行い、次回、第17回会議において、全体で意見交換をしたいと考えています。今日は、資料6に全て記載できるようにして下さい。

各班に A3 サイズの資料5と資料6、それから前回検討して頂いた「盛り込みたい事項の内容」があります。資料5は各班で違います。一覧表から「残す」とされたものは残し、「削除する」とされたものは削除されています。「1条例の基本的考え方」の中で、「移動する」というものについては、移動先に反映されています。資料5を見て頂くと、後ろのほうに、他の項目に「移動する」としたものが、一覧になっています。今日は、他の項目に移動するものは使いません。

前回と同じように書記を決めて下さい。書記の方は、グループの話し合いの結果を資料6に記入して下さい。文章をシートに書いていきますので、時間がかかります。書記の方は、資料6に書き込めるよう進行管理をお願いします。

次に“見出し”、“盛り込みたい内容”をまとめる作業をします。資料5は、第15回会議で各班が検討を行い分類した結果、「残す」とされたものと“(条例の)基本理念”、“条例の目的”、“条例の位置づけ”の3つの項目の範囲で「移動する」とされた結果を反映し作成しています。このシートをもとにして、“見出し”、“盛り込みたい内容”をまとめる作業をします。

* “見出し”の名称一つに対して“盛り込みたい内容”は一つとして下さい。

* “盛り込みたい内容”は、できるだけ一つの文章にして下さい。

* 文章にする時間がないときは、箇条書きでもよいですが、見出しは一つとしてください。

議論の結果、仮決めされた“見出し”、“盛り込みたい内容”を資料6に記入して下さい。仮決めした“見出し”は、その項目にふさわしいかについても検討して下さい。

ホワイトボードを見て下さい。例えば、資料5で項番27、28、29と「団体自治」に対してそれぞれ“盛り込みたい内容”が「自立した区政運営」、「基礎自治体としての自立的な区政運営」、「新宿区 = 基礎自治体を強調」と出たとします。その場合は、まとめて「団体自治」とし、“盛り込みたい内容”も文章で1つにまとめて下さい。そして、資料6に、例えばですが、「団体自治」は「新宿区は基礎自治体であり、自立した区政運営を行う」とまとめて下さい。同じ見出しの言葉があったら、一つにまとめて下さい。ここまでよろしいでしょうか。

その後、資料6をもとにグループ発表をしてもらいます。資料6の内容は、事務局でまとめて、みなさんにフィードバックしていきます。

資料5の右半分の余白は、整理や作業をするメモ欄になっていますので、使用して下さい。

今回も時間がないので、1つの項目に20分位を目安にして下さい。こちらからも時間のアナウンスをしますが、書記の方も時間の管理をお願いします。では、今から20時30分まで検討をお願いします。

グループ発表

一班発表 一班では、盛り込みたい事項に関して、“(条例の)基本理念”、“条例の目的”、“条例の位置づけ”という表題にそぐわないものは何かから議論しました。

まず、“(条例の)基本理念”について発表します。

- ・区民 区民が自治の主体
- ・住民自治 区民が自主的に地域課題に取り組み、他人(高齢者、子ども、外国人、障害者、女性)の自立性を尊重
- ・住みやすいまちづくり 安心安全
- ・最高規範性
- ・自治のあり方 住民・区民、議会、行政の守るべきルール
- ・多様性 すみよいまちづくり

次に、“条例の目的”についてです。

- ・自治の実現 理念、原則に基づいて自治の運営を定め、自治の実現を目指す
- ・条例の目的 基本理念、基本構想に準じる 自治の原則と仕組み

次に、“条例の位置づけ”です。

- ・最高規範 他の条例(規約、規定、計画)の制定、改廃について、この条例との整合性を図り体系化を図る
最高規範を具体化する条例等をおおいに推進する

以上のように整理しました。

二班発表 二班では、前回まとめたものをさらに整理するという方法でまとめました。

まず、“(条例の)基本理念”についてです。

- ・住民自治 地域課題に区民自らの責任で自主的に取り組む活動

ここでは、言葉の意味をめぐって議論がありましたので、区民検討会議で今後議論していくべきだと思います。

- ・区民の区政への参画・協働

ここでは、内容についていろいろな意見が出てまとまりませんでしたので、ペンディングということで、今後さらに議論をしていきたいと思います。

- ・団体自治 基礎自治体としての自立的な区政運営
- ・多様性 住みよいまちづくり、新宿らしさ

ここでは、新宿らしさとは何かとについて、意見が多くありますので、もう少し見当が必要かなと思います。

- ・情報の共有 行政・区民・議会の情報の双方向性

このほか今回は、「最高規範」、「住民・議会・行政の役割と責務」を見出しとして残していましたが、これらは“条例の目的”や“条例の位置づけ”に移動することになりました。

次に、“条例の目的”です。

- ・自治の実現 新宿の個性を生かし、理念、原則に基づいて自治の運営を定め自治の実現を目指す
 - ・区民、議会、行政の役割と責務 三者の役割を明らかにする
- 次に、“条例の位置づけ”です。
- ・最高規範 他の条例をはじめ区が行う施策は、この条例との整合性を図る
- 以上のようにまとめました。

三班発表 まずは“(条例の)基本理念”について、5 つ残しました。見出しについては特に議論がありませんでしたので、前回の見出しをそのまま使っています。

- ・自治の基本理念 自治の主体は区民(住民)にある
- ・住民自治 個人の平等、自立性を尊重しつつ、区民自らが地域課題に自主的に取り組む
- ・区民の区政への参画・協働 情報の共有を基本とし、区政への区民の参画・協働をする

ここでは、情報の共有を「行政、区民、議会の情報の双方向性」としたいと思います。

- ・団体自治 基礎自治体として、自立的な区政運営を行う
- ・新宿区の特色 新宿区の特色である多様性(地域性、多面性)

次に、“条例の目的”です。ここでは2 つあります。

- ・自治の実現 自治の理念、基本原則を明らかにし、自治の運営を求め自治の実現を目指す
- ・区民、議会、行政の役割と責務 それぞれの役割と責務を明らかにする

最後に、“条例の位置づけ”です。

- ・最高規範 最大限尊重し、他の条例の制定、改廃にあたっては、この条例との整合性を図る

以上のようにまとめました。

四班発表 四班では、徹底的に議論をしたうえで、多数決で決めていますので、少数意見を紹介しながら発表したいと思います。

まず“(条例の)基本理念”です。“条例の目的”、“条例の位置づけ”を考えると、“(条例の)基本理念”はシンプルにしたほうが良いということで、5 つにまとめました。

- ・区民主権 区民が主権者である
- ・住民自治 よりよいまちづくりのための個人の平等、自立性を尊重し、地域課題に区民自らが自主的な取り組み、協治する

協治は、言葉自体が難しいのですが、今までの自治の考え方を一歩進める新しい考え方を広めようという気持ちで盛り込みました。

- ・団体自治 基礎自治体としての自立的な区政運営を行う

・情報の共有と参画・協働 区民・議会・行政がともに情報を共有する

・人権の尊重 あらゆる人々の人権の尊重

新宿らしさを“(条例の)基本理念”に入れるという意見もありましたが、それはむしろ前文で語るべきではないかとして削除しました。

次に、“条例の目的”です。

・自治の実現 理念、原則に基づいて、自治の運営を定め、自治の実現を目指す

・安全・安心 いのち、財産、環境、教育、平和等を守る

ここでは、前回入っていなかった「平和」という言葉を新たに加えました。ただ、安全・安心を“条例の目的”に入れるかについては意見が分かれまして、ここでは、入れることにしました。

次に、“条例の位置づけ”です。

・最高規範性 他の条例の上位にある最高規範

最高規範という言葉を使わないほうがいいのでは、使わないで最高規範であるということを知ることができるようにしようという意見がありました。最高規範という言葉が法律問題としてどうなのかということがあるので、むしろ書かないほうがいいのではいいという意見でした。

全体的に、言葉遣いについての議論をしないままやっていると、わからなくなってくるなと思いました。自治といっても区民といっても、みなさんの考える概念が違いますから、なかなか難しいし、この議論をやっていかないときまりにくいと思いました。

牛山教授のコメント

この作業でみなさんからの色々な意見を出して頂きました。先程の発表でもありましたが、条例で使う言葉に対して、みなさんがそれぞれ持っている印象や考え方が出てきております。議論を通して、なんとなくお互いが考えていることや焦点がある程度わかってきているのではないのでしょうか。今度は、それらを運営会で整理し、その案に対して、みなさんからまた意見をもらい、まとめていくという段取りになります。これまでの議論は、時間をかけましたが、共通認識をつくるために必要であったと思います。理念、目的といったかなり条例の根本に関わる部分が煮詰まってきたのではないのでしょうか。運営会では、これをまとめて整理していくという大変な作業がありますが、よろしくお願いいたします。

また、冒頭の方に、検討連絡会議の報告がありましたが、お話を聞いていても、区民検討会議の議論を無視して進行することはないようですし、座長の辻山先生もお考えいただけると思います。高野代表を中心に、その辺を踏まえて、議会、行政のみなさんと建設的な議論をして頂きたいと思います。

この後も、まだまだ大変な議論があると思いますが、是非、みなさんで「合意形成をしていくんだ」「区民の立場で意見をまとめていくんだ」という観点からご議論頂ければ良いと思います。